

安城市介護予防・日常生活支援総合事業 運営の手引き（令和6年度版）

介護予防訪問サービス
生活支援訪問サービス
介護予防通所サービス
生活支援通所サービス

目次

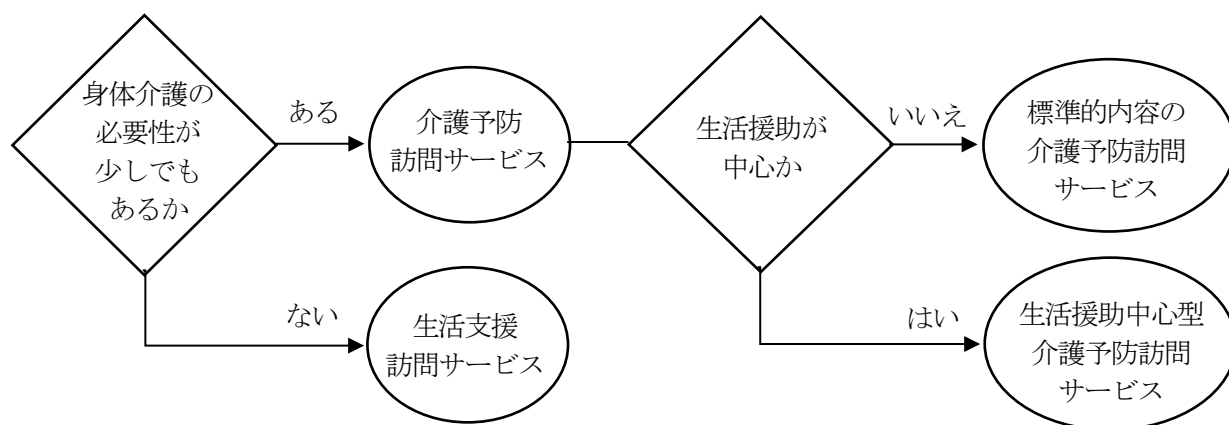
項目	項目	ページ数
1	介護予防・日常生活支援総合事業の概要	
	（１）介護予防・日常生活支援総合事業とは	1
	（２）各サービスの種類と内容について	1
2	総合事業の基準について	
	（１）基準等の制定	2
	（２）基準の性格	3
3	サービスの単位・一体的運営の考え方について	4
4	人員基準について	8
5	設備基準について	14
6	運営基準について	16
7	介護報酬請求上の注意点について	
	（１）報酬について	18
	（２）加算について	21
	（３）減算について	25

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業とは

- (2) 各サービスの種類と内容について

	サービス名称	サービス内容	身体介護
(p.2 フロアチャート参照)	介護予防訪問サービス	総合事業移行前の「介護予防訪問介護」に相当するサービスです。入浴、排泄等の身体介助を行います。	有り
	生活支援訪問サービス (サービス A)	● 総合事業移行前の「介護予防訪問介護」をもとに、「<u>入浴、排泄等の身体介助を行わないこと</u>」をポイントとして安城市が創設したサービスです。 ● 訪問介護員等以外の従事者(市指定研修(あんジョイ生活サポーター養成研修)の修了者)によるサービス提供を想定しています。	無し
通所型サービス	介護予防通所サービス	総合事業移行前の「介護予防通所介護」に相当するサービスです。入浴、排泄等の身体介助を行います。	有り
	生活支援通所サービス (サービス A)	● 総合事業移行前の「介護予防通所介護」をもとに、「<u>入浴、排泄等の身体介助を行わないこと</u>」をポイントとして、安城市が創設したサービスです。 ● サービスは、以下の2種類があります。 ①「機能訓練型」 機能訓練指導員の配置があり、機能訓練が実施可能な利用を想定したサービスで、2時間以上の提供を想定しています。 ②「ミニデイ型」 閉じこもり予防や介護負担の軽減等を必要とする利用を想定したサービスで、3時間以上の提供を想定しています。	無し

【訪問型サービスフローチャート】



※ サービス提供者が訪問介護員以外の従事者の場合、この限りではありません。

2 総合事業の基準について

(1) 基準等の制定

安城市では、総合事業に関する要綱を下表のとおり作成しており、総合事業を実施する上で必要な基準等を定めております。

	要綱名	この手引きにおける略称	内容
1	安城市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	総合事業実施要綱	安城市における介護予防・日常生活支援総合事業の種類、利用手続、有効期間等について定めた要綱
2	安城市指定事業者等による第1号事業実施要綱	第1号事業実施要綱	「総合事業実施要綱」に規定する第1号事業者の実施に関し、必要な事項を定めた要綱(事業者の指定及び更新申請、指定の有効期間、変更届等)
3	安城市指定事業者等による第1号事業の支給額に関する基準要綱	支給額に関する基準要綱	「総合事業実施要綱」に規定する第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号介護予防支援事業の支給額に関し必要な事項(単位数等)を定めた要綱
4	安城市指定介護予防訪問サービスの人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱	介護予防訪問サービス基準要綱	指定介護予防訪問サービス事業者が、事業を運営する上で遵守すべき人員、設備、運営基準等を定めた要綱
5	安城市指定介護予防通所サービスの人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱	介護予防通所サービス基準要綱	指定介護予防通所サービス事業者が、事業を運営する上で遵守すべき人員、設備、運営基準等を定めた要綱
6	安城市指定生活支援訪問サービスの人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱	生活支援訪問サービス基準要綱	指定生活支援訪問サービス事業者が、事業を運営する上で遵守すべき人員、設備、運営基準等を定めた要綱
7	安城市指定生活支援通所サービスの人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱	生活支援通所サービス基準要綱	指定生活支援通所サービス事業者が、事業を運営する上で遵守すべき人員、設備、運営基準等を定めた要綱

- 安城市における介護予防訪問・通所サービス、生活支援訪問・通所サービスにおける人員、設備、運営の基準は、上記要綱4～7に定められており、事業の実施にあたっては各要綱に定められた基準を遵守していただく必要があります。
- なお、上表要綱4、5に定められた基準は、基本的に令和6年度介護報酬改定前の「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」を準用しているため、基準のほとんどは国の基準省令のとおりです。
- 上表要綱6、7については、要綱4、5をベースとしつつ、主に人員基準・設備基準について、国の基準省令から緩和しています。

安城市の総合事業に関する情報は、市公式ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.city.anjo.aichi.jp//kurasu/fukushikaigo/kaigo/sougoumanual.html>

安城市公式ウェブサイト「望遠郷」>総合トップ>総合メニューから探す >健康・福祉・介護・医療>福祉・介護・医療>高齢者の福祉>事業者向け情報>介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・日常生活支援総合事業のマニュアル、運営の手引き、基準要綱について

（２）基準の性格

一般原則

- 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めなければなりません。
- 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他のサービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければなりません。
- 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。
- 事業者は、サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければなりません。

基準の性格

- 基準は、事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、事業者は、常に基準に従い、適正な運営をするよう努めなければなりません。
- 事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、事業の指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、
 - ① 相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、
 - ② 相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、
 - ③ 正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができます。（③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示します。）

なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する報酬の請求を停止させること）ができます。

- ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ち

に指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

- ① 次に掲げるとき、その他事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - ・サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
 - ・地域包括支援センター（介護予防支援事業所としての地域包括支援センター、地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の再委託を受けた居宅介護支援事業所及び介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所を含む。以下同じ。）の従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品、その他財産上の利益を供与したとき
- ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき
- 運営に関する基準等に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、要綱に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準等を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとします。
- 特に、総合事業においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等に鑑み、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであるとされています。

3 サービスの単位・一体的運営の考え方について (主に通所型サービスに関連します)

(1) 単位についての考え方

●「単位」とは

通所型サービスの「単位」とは、サービスの提供が同時に一体的に行われるものをいいます。例えば、次のような場合は、2単位として扱われます。

- ① サービスが同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえない場合
- ② 午前と午後とで別の利用者に対してサービスを提供する場合

●従業者の配置

単位ごとに必要な従業者を確保し、配置しなければなりません。

●減算との関係

定員超過減算、職員の人員欠如減算は、単位ごとに判断します。そのため、単位ごとに、利用者の数、提供時間数・配置した職員について記録することが必要です。

※2単位としていても、

- ① 単位ごとに利用者グループが分かれていない
- ② 従業者が一体的にサービスを提供している（単位ごとに配置されていない）

上記の場合には、2単位としては認められず、1単位として扱われることになり、結果として利用者の定員超過減算・職員の人員欠如減算に該当する場合があります。

● 同一単位内におけるサービス提供時間数が異なる利用者の受入れについて

【「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A】（平成24年3月16日Q&A（vol. 1））

（問56） 同一の利用者が利用日ごとに異なる提供時間数のサービスを受けることは可能か。

（回答） 適切なアセスメントを経て居宅サービス計画及び通所サービス計画がそのような時間設定であれば、利用日によってサービス提供時間が異なることはあり得るものである。

(問 5 7) サービスの提供開始や終了は同一単位の利用者について同時に行わなければならないのか。

(回答) サービスの提供にあたっては、利用者ごとに定めた通所サービス計画における通所サービスの内容、利用当日のサービスの提供状況、家族の出迎え等の都合で、サービス提供の開始・終了のタイミングが利用者ごとに前後することはあり得るものであり、また、そもそも単位内で提供時間の異なる利用者も存在し得るところである。報酬の対象となるのは実際に事業所にいた時間ではなく、通所サービス計画に定められた標準的な時間であるとしているところであり、サービス提供開始時刻や終了時刻を同時にしなければならないというものではない。

(2) 指定生活支援通所サービスと指定通所介護等の一体的運営

指定生活支援通所サービスと、指定通所介護又は指定介護予防通所サービスを一体的に行う場合の考え方は、次のとおりです。「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成27年8月19日版】

(第6 総合事業の制度的な枠組み)

(問9) 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、専従要件や加配職員を求めている加算の算定要件について、どのように考えればよいか。

(回答) 1 算定要件として専従の職員配置を求めている加算である「中重度ケア体制加算」、「個別機能訓練加算（Ⅰ）・（Ⅱ）」と「認知症加算」については、人員基準の取扱いと同様、通所介護の職員が通所介護と一体的に提供される通所型サービスA及び従前の介護予防通所介護相当のサービスに従事したとしても、当該職員は専従要件を通所介護で満たしているものとして取り扱うこととする。

※ 個別機能訓練加算（Ⅰ）の算定においては、「常勤」の機能訓練指導員がサービス提供時間帯を通じて専従することが要件であるが、常勤要件についても、それぞれのサービス提供に支障がない範囲で同様の取扱いとする。

2 また、算定要件として職員の加配を求めている加算である「中重度ケア体制加算」と「認知症加算」については、認知症高齢者や重度要介護者に在宅生活の継続に資するサービスを提供している事業所を評価する加算であることから、通所型サービスAの職員の勤務時間は、加配職員として常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることはできない。

(問10) 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、サービス提供体制強化加算を算定する上で、職員の割合はどのように算出すればよいのか。

(回答) 1 サービス提供体制強化加算の算定に当たっては、常勤換算方法により介護福祉士が50%以上配置されていること等が要件とされており、通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、

- ・ 通所型サービスAの職員は含めず、
- ・ 従前の介護予防通所介護に相当するサービスの職員は含めて、職員の割合を算出する。

2 この場合、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの双方においてサービス提供体制強化加算を算定可能である。

(問11) 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、人員基準欠如の扱いはどのようにすべきか。

(回答) 通所介護と、通所型サービスA及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所については、それぞれ必要となる職員（勤務時間）の合計に対して実際の職員配置が人員欠如となる場合、一体的に運営している以上、それぞれのサービスの提供や利用者の処遇に支障があると考えられることから、それぞれの事業所が人員基準欠如となり、

- ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分は、減算の対象となる。
- ・ 通所型サービスAの部分は、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。

(問12) 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防

通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、定員超過利用の扱いはどのようにすべきか。

- (回答) 1 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の定員については、
- ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で、利用定員を定め、
 - ・ これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者（要支援者等）で利用定員を定めることとしている。
- 2 したがって、事業所全体では、利用定員を超えないものの、
- ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分が、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの利用定員の超過利用となる場合、減算の対象となる。
 - ・ 通所型サービスAの部分が、通所型サービスAの利用定員の超過利用となる場合、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。
- 3 なお、事業所は、適正なサービスの提供を確保するため、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

- (問 13) 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、地域密着型通所介護への移行対象となる利用定員についてどのように考えるのか。

- (回答) 1 通所介護の定員については、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の場合、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で、利用定員を定めることとしている。
- 2 したがって、通所型サービスAの利用定員に関わらず、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの合計定員が 18 名以下の場合において、地域密着型通所介護への移行対象となる。

- (問 14) 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、食堂及び機能訓練室の合計した面積はどのように確保すべきか。

- (回答) 1 食堂及び機能訓練室の合計した面積については、
- ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、利用定員×3㎡以上、
 - ・ 通所型サービスAについては、サービスを提供するために必要な場所を確保することが必要である。
- 2 通所介護、従前の介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）を一体的に行う場合、それぞれの利用者の処遇に支障がないことを前提にサービス提供する必要があるため、食堂及び機能訓練室の合計した面積は、事業所全体の利用定員×3㎡以上確保する必要がある。
- 3 なお、この場合、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）に関しては、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、総合事業の基準による人員配置が可能である。

4 人員基準について

人員基準については、各サービス基準要綱に定められておりますが、それらの基準を一覧にして下表に示しております。

(1) 訪問型サービス

	介護予防訪問サービス	生活支援訪問サービス
管理者	・常勤専従1人以上 ・管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	・専従1人以上（非常勤でも可） ・管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
サービス提供責任者	・常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数（※）が40又はその端数を増すごとに1人以上配置しなければならない。なお、サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法とすることができる。 ・上の規定にかかわらず、以下の条件を全て満たす場合は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。 ①常勤のサービス提供責任者を3人以上配置している ②サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している ③サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている ・サービス提供責任者は、専ら当該サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。 ※ 利用者の数は、前3月の平均値とする。新規で指定を受ける事業所にあつては推定値とする。	・訪問介護員等のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない（非常勤でも可）。
訪問介護員等	常勤換算方法で2.5以上	3人以上
訪問介護事業所等の指定を併せて受けている場合	指定介護予防訪問サービス事業実施者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条第1項	指定生活支援訪問サービス事業者が、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業をいう。）の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営

	から第4項までに規定する基準（訪問介護の人員基準）を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	されている場合においては、同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
--	---	---

(2) 通所型サービス

	介護予防通所サービス	生活支援通所サービス (機能訓練型)	生活支援通所サービス (ミニデイ型)
管理者	● 常勤専従 1 人以上 ● 管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	● 専従 1 人以上（非常勤でも可） ● 管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	
生活相談員	● サービス提供日ごとに、以下の条件を満たすよう配置すること (サービス提供時間中に生活相談員が勤務している時間数の合計) ÷ (サービス提供時間数) > 1	● サービス提供日ごとに、以下の条件を満たすよう配置すること (サービス提供時間中に生活相談員が勤務している時間数の合計) ÷ (サービス提供時間数) > 1	
介護職員	① 利用者が 15 人以下の場合 サービス提供時間を通して 1 人以上配置が必要 ② 利用者が 15 人超の場合 ①に加え、利用者 1 人増えるごとに常勤換算で 0.2 以上配置が必要 ※常時 1 人以上従事しなければならない	● 介護予防通所サービス基準（左記①、②）と同じ	
機能訓練指導員	1 人以上	1 人以上	配置不要
看護職員	1 人以上	1 人以上	
常勤要件	生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない		
利用定員が 10 名以下の場合	上記各規定にかかわらず、 ①配置要件のうち「介護職員」を「看護職員及び介護職員」 (介護職員を配置していれば看護職員の配置は不要) ②常勤要件の「生活相談員又は介護職員」を「生活相談員又は看護職員又は介護職員」と読み替えることができる。		
通所介護事業所等の指定を併せて受けている場合	指定介護予防通所サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 93 条第 1 項から第 6 項までに規定する基準又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 20 条第	指定生活支援通所サービスの事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 106 条第 1 項から第 5 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	

	1 項から第 7 項までの基準（（地域密着型）通所介護の人員基準）を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
--	---	--

(3) 各サービスの資格要件について

本市の訪問型サービス、通所型サービスの各職種の資格要件は、愛知県高齢福祉課の指定申請の手引き（通所介護、訪問介護）を基本とし、一部安城市独自で基準を緩和しています。必要資格については下表のとおりです。

①訪問型サービス

職種	必要資格
訪問介護員	介護福祉士
	介護福祉士養成のための実務者研修の修了者
	介護職員初任者研修課程修了者
	旧介護保険法施行規則第22条の23第1項各号に規定する研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者 1 介護全般に関する介護職員基礎研修課程 2 訪問介護に関する研修の1級課程 3 訪問介護に関する研修の2級課程 (※3級ヘルパーは不可)
	ホームヘルパー養成研修修了者（家庭奉仕員講習会、ホームヘルパー講習会）一級、二級
	看護師、准看護師
	障害者総合支援法に基づく居宅介護従業者養成研修の一級課程、二級課程
	あんジョイ生活サポーター養成研修修了者（本資格のみでは資格要件を満たすのは生活支援訪問サービスのみ。介護予防訪問サービスは不可。）
サービス提供責任者	介護福祉士
	介護福祉士養成のための実務者研修の修了者
	旧介護職員基礎研修課程修了者
	旧1級課程修了者
	ホームヘルパー養成研修に基づく家庭奉仕員講習会一級課程修了者（平成3年度～平成6年度。ただし平成3年度までの修了者について、級はないが、一級課程修了相当とみなす）
	ホームヘルパー養成研修に基づくホームヘルパー講習会一級課程修了者（平成7年度～平成10年度）
	看護師、准看護師

②通所型サービス

職種	必要資格
生活相談員	社会福祉主事
	社会福祉主事任用資格
	社会福祉士
	精神保健福祉士
	上記と同等以上の能力を有すると認められた者 ① 介護福祉士 ② 介護支援専門員として都道府県の登録を受けた者 ③保育士（保育士登録機関で登録された保育士証が必要です） ④その他同等の能力を有すると安城市長が認めるもの
機能訓練指導員	理学療法士
	作業療法士
	言語聴覚士
	看護職員
	柔道整復師
	あん摩マッサージ指圧師
	はり師又はきゅう師 （ただし、上記「理学療法士」～「あん摩マッサージ指圧師」の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）
看護職員	看護師又は准看護師

5 設備基準について

設備基準については各サービス基準要綱に定められておりますが、それらの基準を一覧にして下表に示しています。

(1) 訪問型サービス

サービス	介護予防訪問サービス	生活支援訪問サービス
設備基準の原則	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	
訪問介護事業所との一体的な運営	当該サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該サービス事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第7条第1項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	

(2) 通所型サービス

サービス	介護予防通所サービス	生活支援通所サービス（機能訓練型）	生活支援通所サービス（ミニデイ型）
設備基準の原則	● 事業所は、サービスを提供するための区画を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備や、指定介護予防通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 ● 設備は、専ら当該サービス事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する当該サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない（ただし書きについては、「安城市指定介護予防通所サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱」第7条第4項及び「安城市指定生活支援通所サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱」第7条第4項参照）。		
食堂及び機能訓練室	ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。	3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。	
相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。	設置不要 （生活相談を行う場所については、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないように配慮されていること）	

静養室	遮へい物の設置等により利用者が静養できるように配慮されていること。	設置不要
事務室	必要な広さの専用な区画が確保されていること。	設置不要
通所介護事業所等との一体的な運営	当該サービス事業者が、指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、当該サービスと指定通所介護等の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定通所介護事業所等の基準を満たすことをもって、上記に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	

6 運営基準について

運営基準について、一部補足説明が必要な事項については以下に記載します。ただし、運営基準については、安城市独自の規定はほとんどなく、条項数も多いため、各サービス基準要綱を直接ご覧ください。

(1) 訪問型サービス

「安城市指定介護予防訪問サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱」第8条～45条を参照してください。生活支援訪問サービスについても、介護予防訪問サービス基準要綱を準用しているため、同様の運営基準です。

(2) 通所型サービス

「安城市指定介護予防通所サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱」第8条～44条を参照してください。生活支援通所サービスについても、介護予防通所サービス基準要綱を準用しているため、同様の運営基準です。

なお、基準要綱には明記されていませんが、以下の事項についても遵守していただく必要があります。

【利用料について】

運営規程で定められた費用	介護報酬に係るもの	基本額	
		加算・減算額	
	その他の費用（自己負担）	特別なサービス等の費用	実施地域外の交通費
		日常生活費	おむつ代、食費（※1）
		その他の日常生活費（※2）	身の回り品の費用 教養娯楽費

※1 食事の提供がある場合の食費については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」（R6年3月15日外厚生労働省告示第86号）に基づき、料金を設定し、手続きを行う必要があります。

※2 「その他日常生活費」を全ての利用者から画一的に徴収することは認められません。

「その他日常生活費」→H12厚生省通知 老企54「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」

	どんな場合？	具体的には？	注意点
身の回り品の費用	利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合	一般的に要介護者等の日常生活に必要と考えられる物品（例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）	すべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない。

教養娯楽費	<u>利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合</u>	サービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等	すべての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用について徴収することは認められない。
-------	--	----------------------------------	---

- ・利用者負担として、1割（一定以上所得者は、2割又は3割）相当額の支払いを受けなければなりません。
- ・指定介護予防（生活支援）通所サービスの提供に要した費用について、利用者から支払いを受けたものについては、「保険適用」と「保険適用外」に区分した上で、領収書を交付しなければなりません。

屋外でのサービス提供について

事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次の要件を満たす場合に限り屋外でのサービス提供が可能です。

- ① あらかじめ通所型サービス計画に位置付けられていること
- ② 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること

※具体的なサービス内容は、これらの条件と照らし合わせて判断されるものであり、介護予防サービス・支援計画、通所型サービス計画、外出との間に合理的な説明があれば、屋外でのサービス提供が可能であると考えられます。

※上記の要件を満たしていることを前提に、外出サービスを行う場合には、事業所内の利用者には、事業所内の利用者数に応じた職員数を配置してください。一方、外出組についても、外出利用者数の人数を勘案し、安全面に配慮した職員数を配置してください。

※外出してサービス提供を行うには、事業所内でサービス提供を行うことに比べ、より安全面の確保に対する配慮が必要となることに留意して人員配置を行ってください。

7 介護報酬請求上の注意点について

- 安城市における総合事業により提供されるサービス等の支給額については、「支給額に関する基準要綱」により定められており、基本的には月額包括報酬（定額制）を用います。

（１）報酬について

ア 各サービスの区分と単位数について

サービス名称		区分	単位数
介護予防訪問サービス		週１回程度	１，１７６単位／月
		週２回程度	２，３４９単位／月
		週３回程度	３，７２７単位／月
生活支援訪問サービス		週１回程度	９６８単位／月
		週２回程度	１，９３５単位／月
介護予防通所サービス		週１回程度	１，７９８単位／月
		週２回程度	３，６２１単位／月
生活支援通所サービス	機能訓練型	週１回程度	１，４３０単位／月
		週２回程度	２，９１７単位／月
	ミニデイ型	週１回程度	１，３６３単位／月
		週２回程度	２，７８１単位／月

例外的に日割り計算を行う場合については、次ページの「報酬の日割り計算について」を参照。

○ 生活援助中心型介護予防訪問サービスについて

令和６年４月の介護報酬改定により、生活援助が中心の介護予防訪問サービスについて、単体で回数請求できるようになりました。

所要時間	単位数	上限
２０分以上４５分未満	１７９単位／回	３，７２７単位／月
４５分以上	２２０単位／回	

○ 支給区分（１週間のサービス回数）

あらかじめ、地域包括支援センターによる適切なアセスメントにより作成された介護予防サービス・支援計画において、サービス担当者会議等によって得られた専門的見地からの意見等を勘案して、標準的に想定される１週当たりのサービス提供頻度に基づき、各区分を位置付けてください。

利用者の状態像の改善に伴って、計画されていた支給区分よりも、少ないサービス提供になること、又はその逆に、傷病等で利用者の状態が悪化することによって、当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供になることがあり得ますが、その場合であっても、月の途中で支給区分の変更は行わず、翌月の支給区分を、利用者の現在の状態に合った区分に見直すとともに、新たな目標に応じた介護予防サービス計画及び各サービスのサービス計画を作成し利用者から同意を得て変更してください。

○ サービス提供記録について

事業所におけるサービス提供記録には、内容とともにその開始時間、終了時間を必ず記録

してください。

○ 報酬の日割り計算について

以下の対象事由に該当する場合は、日割り計算を行います。該当しない場合は、月額包括報酬で算定します。

＜日割りの対象となる場合の事由と起算日＞

	事 由	起算日
開 始	・ 区分変更（要介護→要支援） ・ サービス事業所の変更（同一保険者内のみ） ・ 事業開始（指定有効期間開始） ・ 事業者指定効力停止の解除	契約日
	・ 利用者との契約開始	契約日
	・ 介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居	退去日の翌日
	・ 介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除	契約解除日の翌日
	・ 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所	退所日の翌日
終 了	・ 区分変更（要支援→要介護） ・ サービス事業所の変更（同一保険者内のみ） ・ 事業廃止（指定有効期間満了） ・ 事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
	・ 利用者との契約解除	契約解除日
	・ 介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居	入居日の前日
	・ 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始	サービス提供日 (通い、訪問又は宿泊) の前日
	・ 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所	入所日の前日

※終了の起算日は引き続き月途中からの開始事由がある場合はその前日となる。

※加算部分に対する日割り計算は行わない。

※月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、契約解除となるため日割り計算とする。

※公費の適用期間は、公費適用の有効期間の開始日から終了日までが算定対象となる。

※1か月の中で1日もサービス提供実績がない場合、報酬は算定できない。

イ 他のサービスとの関係

○ 利用者が次のサービスを受けている間は算定できません。

介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、短期集中型介護予防サービス（短期集中型介護予防サービスのみ訪問サービスとの併用は可能）

○ 総合事業の各サービスは、原則同一のサービスにおいて複数の事業所を利用することはできません。

○ ケアマネジメントにおいて、生活機能の維持・向上等のため必要と認められるのであ

れば、訪問サービスであっても介護予防訪問サービスと生活支援訪問サービスを併用することは可能です。（同一でない事業所の併用可能）

また、同様に通所サービスであっても、指定介護予防通所サービスと指定生活支援通所サービス（機能訓練型）を併用することは可能です。（同一でない事業所の併用可能）

なお、併用する場合は上限を超えないようにご注意ください。

<標準的な内容の介護予防訪問サービスと生活支援訪問サービスを併用した場合の算定表>

標準的な内容の介護予防訪問サービスと生活支援訪問サービスを併用する場合は、1回あたりの単価を使用します。

週1回程度	単価（1回あたり）	介護予防 （標準的内容）	287単位／回
		生活支援	237単位／回
	上限		1, 176単位／月
週2回程度	単価（1回あたり）	介護予防 （標準的内容）	287単位／回
		生活支援	237単位／回
	上限		2, 349単位／月
週3回程度	単価（1回あたり）	介護予防 （標準的内容）	287単位／回
		生活支援	237単位／回
	上限		3, 727単位／月

<指定介護予防通所サービスと指定生活支援通所サービス（機能訓練型）を併用した場合の算定表>

指定介護予防通所サービスと指定生活支援通所サービス（機能訓練型）を併用する場合は、1回あたりの単価を使用します。

週1回程度	単価（1回あたり）	介護予防	436単位／回
		機能訓練型	354単位／回
	上限		1, 798単位／月
週2回程度	単価（1回あたり）	介護予防	447単位／回
		機能訓練型	362単位／回
	上限		3, 621単位／月

<指定介護予防通所サービスと指定生活支援通所サービス（ミニデイ型）を併用した場合の算定表>

指定介護予防通所サービスと指定生活支援通所サービス（ミニデイ型）を併用する場合は、1回あたりの単価を使用します。

週1回程度	単価（1回あたり）	介護予防	436単位／回
		ミニデイ型	337単位／回
	上限		1, 798単位／月
週2回程度	単価（1回あたり）	介護予防	447単位／回
		ミニデイ型	345単位／回
	上限		3, 621単位／月

(2) 加算について

各サービスの加算については「支給額に関する基準要綱」に定められていますが、それぞれの加算の名称、単位数について簡易にまとめて一覧にしています。

なお、加算の要件等については「支給額に関する基準要綱」をご確認ください。

① 介護予防訪問サービス

要綱の 号数	加算の名称	1 回あたり or 月あたり	単位数	その他
1	基本報酬	「(1) 報酬について」参照		
2	初回加算	1 月につき	200	
3	生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	1 月につき	100	
	生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	1 月につき	200	
4	口腔連携強化加算	1 月につき	50	令和 6 年 5 月 31 日まで
5	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	1 月につき	第 1 号～第 4 号の単位数 合計の 1,000 分の 137	
	介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1 月につき	第 1 号～第 4 号の単位数 合計の 1,000 分の 100	
	介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1 月につき	第 1 号～第 4 号の単位数 合計の 1,000 分の 55	
6	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	1 月につき	第 1 号～第 4 号の単位数 合計の 1,000 分の 63	
	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	1 月につき	第 1 号～第 4 号の単位数 合計の 1,000 分の 42	
7	介護職員等ベースアップ等支援加算	1 月につき	第 1 号～第 4 号の単位数 合計の 1,000 分の 24	
8	介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	1 月につき	第 1 号～第 4 号の単位数 合計の 1,000 分の 245	令和 6 年 6 月 1 日から
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	1 月につき	第 1 号～第 4 号の単位数 合計の 1,000 分の 224	
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	1 月につき	第 1 号～第 4 号の単位数 合計の 1,000 分の 182	
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	1 月につき	第 1 号～第 4 号の単位数 合計の 1,000 分の 145	

8	介護職員等処遇改善加算（V） （1）	1月につき	第1号～第4号の単位数 合計の1,000分の221	令和6年6月1日から 令和7年3月31日まで
	介護職員等処遇改善加算（V） （2）	1月につき	第1号～第4号の単位数 合計の1,000分の208	
	介護職員等処遇改善加算（V） （3）	1月につき	第1号～第4号の単位数 合計の1,000分の200	
	介護職員等処遇改善加算（V） （4）	1月につき	第1号～第4号の単位数 合計の1,000分の187	
	介護職員等処遇改善加算（V） （5）	1月につき	第1号～第4号の単位数 合計の1,000分の184	
	介護職員等処遇改善加算（V） （6）	1月につき	第1号～第4号の単位数 合計の1,000分の163	
	介護職員等処遇改善加算（V） （7）	1月につき	第1号～第4号の単位数 合計の1,000分の163	
	介護職員等処遇改善加算（V） （8）	1月につき	第1号～第4号の単位数 合計の1,000分の158	
	介護職員等処遇改善加算（V） （9）	1月につき	第1号～第4号の単位数 合計の1,000分の142	
	介護職員等処遇改善加算（V） （10）	1月につき	第1号～第4号の単位数 合計の1,000分の139	
	介護職員等処遇改善加算（V） （11）	1月につき	第1号～第4号の単位数 合計の1,000分の121	
	介護職員等処遇改善加算（V） （12）	1月につき	第1号～第4号の単位数 合計の1,000分の118	
	介護職員等処遇改善加算（V） （13）	1月につき	第1号～第4号の単位数 合計の1,000分の100	
	介護職員等処遇改善加算（V） （14）	1月につき	第1号～第4号の単位数 合計の1,000分の76	

② 生活支援訪問サービス

生活支援訪問サービスでは、従来の訪問介護員等以外の従事者（市指定研修（あんジョイ生活サポーター養成研修）の修了者）による掃除、洗濯等の生活支援のサービス提供を想定していることを鑑み、加算を設けていません。

③ 介護予防通所サービス

要綱の 号数	加算の名称	1 回あたり or 月あたり	単位数	その他
1	基本報酬	「（１）報酬について」参照		
2	生活機能向上グループ活動加算	1 月につき	100	
3	若年性認知症利用者受入加算	1 月につき	240	
4	栄養アセスメント加算	1 月につき	50	
5	栄養改善加算	1 月につき	200	
6	口腔機能向上加算（Ⅰ）	1 月につき	150	
	口腔機能向上加算（Ⅱ）	1 月につき	160	
7	一体的サービス提供加算	1 月につき	480	
8	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1 月につき	週 1 回程度の通所：88 単位 週 2 回程度の通所：176 単位	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 月につき	週 1 回程度の通所：72 単位 週 2 回程度の通所：144 単位	
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1 月につき	週 1 回程度の通所：24 単位 週 2 回程度の通所：48 単位	
9	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1 月につき	100	令和 6 年 5 月 31 日まで
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1 月につき	200	
10	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	1 回につき	20	
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	1 回につき	5	
11	科学的介護推進体制加算	1 月につき	40	
12	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1 月につき	第 1 号～第 11 号の単位数 合計の 1,000 分の 59	
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1 月につき	第 1 号～第 11 号の単位数 合計の 1,000 分の 43	
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1 月につき	第 1 号～第 11 号の単位数 合計の 1,000 分の 23	
13	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1 月につき	第 1 号～第 11 号の単位数 合計の 1,000 分の 12	
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1 月につき	第 1 号～第 11 号の単位数 合計の 1,000 分の 10	
14	介護職員等ベースアップ等支援加算	1 月につき	第 1 号～第 11 号の単位数 合計の 1,000 分の 11	

15	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき	第1号～第11号の単位数 合計の1,000分の92	令和6年6月1日から
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき	第1号～第11号の単位数 合計の1,000分の90	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき	第1号～第11号の単位数 合計の1,000分の80	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	1月につき	第1号～第11号の単位数 合計の1,000分の64	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） （1）	1月につき	第1号～第11号の単位数 合計の1,000分の81	令和6年6月1日から 令和7年3月31日まで
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） （2）	1月につき	第1号～第11号の単位数 合計の1,000分の76	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） （3）	1月につき	第1号～第11号の単位数 合計の1,000分の79	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） （4）	1月につき	第1号～第11号の単位数 合計の1,000分の74	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） （5）	1月につき	第1号～第11号の単位数 合計の1,000分の65	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） （6）	1月につき	第1号～第11号の単位数 合計の1,000分の63	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） （7）	1月につき	第1号～第11号の単位数 合計の1,000分の56	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） （8）	1月につき	第1号～第11号の単位数 合計の1,000分の69	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） （9）	1月につき	第1号～第11号の単位数 合計の1,000分の54	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） （10）	1月につき	第1号～第11号の単位数 合計の1,000分の45	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） （11）	1月につき	第1号～第11号の単位数 合計の1,000分の53	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） （12）	1月につき	第1号～第11号の単位数 合計の1,000分の43	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） （13）	1月につき	第1号～第11号の単位数 合計の1,000分の44	
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） （14）	1月につき	第1号～第11号の単位数 合計の1,000分の33	

④ 生活支援通所サービス

提供するサービス内容を鑑み、加算は設けていません。

(3) 減算について

① 訪問型サービス

同一敷地内建物等に居住する利用者に対する減算

減算の内容	算定要件
① 10%減算	ア又はイのいずれかに該当する場合、算定する。 ア 事業所の所在する建物と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物又は同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者に対し、訪問型サービスを行った場合（ ② 及び ③ に該当する場合を除く。） イ 当該事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対し、訪問型サービスを行った場合
② 15%減算	事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、訪問型サービスを行った場合
③ 12%減算	正当な理由なく、算定日が属する月の前6月間に提供した訪問型サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者（ ② に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者に対して、訪問型サービスを行った場合

①同一敷地内建物等の定義

事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指します。

ただし、当該減算は事業所と訪問先の位置関係により効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であるため、隣接していても横断に迂回が必要な道路や河川などに隔てられている場合等サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。

②同一の建物に20人以上居住する建物の定義

①に該当する範囲以外の建築物で、当該建築物に当該事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数の合算はしません。

③利用者数の算出方法

①及び**②**については、1月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た数（小数点以下切り捨て）とします。

③については、判定期間に訪問型サービスを提供した利用者のうち、同一敷地内建物等に

居住する利用者に提供されたものの占める割合（小数点以下切り捨て）を用います。「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」を用いて計算した結果、90%以上である場合は、減算適用期間に減算を行います。

高齢者虐待防止措置未実施減算

厚生労働大臣が定める基準第2号に規定する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算します。

◆ 厚生労働大臣が定める基準第2号に規定する基準とは

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第37条の2

介護予防サービス事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 当該介護予防サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員等に周知徹底を図ること。
- 2 当該介護予防サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 当該介護予防サービス事業所において、担当職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※ 「指定訪問介護」を「介護予防サービス」に、「訪問介護員」を「担当職員」に書き替えています。

業務継続計画未策定減算

厚生労働大臣が定める基準第2号の2に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算します。

※ なお、この減算は令和7年4月1日より適用となります。

◆ 厚生労働大臣が定める基準第2号の2に規定する基準とは

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第30条の2第1項

介護予防サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

※ 「指定訪問介護」を「介護予防サービス」に書き替えています。

② 通所型サービス

定員超過による減算

単位ごとに、月平均の利用者数が市に提出した運営規程に定められている利用定員を超えた場合、翌月の通所型サービス費は、利用者全員について、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数に減算となります。

指定通所介護、指定介護予防通所サービスと一体的にサービスを提供している場合は、指定通所介護及び指定介護予防通所サービスと、指定生活支援通所サービスについて、それぞれ別に定員超過を判断することとなります。

月平均で利用定員を超えなければ減算にはなりません、1日でも利用定員を超えれば人員基準違反です。「減算にならないければよい」といった考え方で事業所の運営をしないようにしてください。

職員の人員欠如による減算

単位ごとに、人員基準に定める員数（介護職員、看護職員）を満たしていない状況でサービスが提供された場合、次の月の通所型サービス費は、利用者全員について、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数に減算となります。

◆ 人員欠如の割合が1割を超える場合

【減算が行われる期間】

人員基準欠如開始月の翌月から解消月まで

【人員欠如割合の算出方法】

(看護職員の場合)

$$\frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 0.9$$

(介護職員の場合)

$$\frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 0.9$$

◆ 人員欠如の割合が1割以下である場合

【減算が行われる期間】

人員基準欠如開始月の翌々月から解消月まで

(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすようになっていれば減算になりません)。

【人員欠如割合の算出方法】

(看護職員の場合)

$$0.9 \leq \frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 1.0$$

(介護職員の場合)

$$0.9 \leq \frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 1.0$$

高齢者虐待防止措置未実施減算

厚生労働大臣が定める基準第2号に規定する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算します。

※ 厚生労働大臣が定める基準第2号に規定する基準については、訪問型サービス（p26）を参照してください。

業務継続計画未策定減算

厚生労働大臣が定める基準第2号の2に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算します。

※ なお、この減算は令和7年4月1日より適用となります。

※ 厚生労働大臣が定める基準第2号の2に規定する基準については、訪問型サービス（p26）を参照してください。

通所型サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に対し通所型サービスを行う場合について

指定介護予防通所サービス事業所と同一建物※に居住する者又は指定介護予防通所サービス事業所と同一建物から当該指定介護予防通所サービス事業所に通う者に対し、指定介護予防通所サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算します。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではありません。

（1）週1回程度の通所 376単位（1月につき）

（2）週2回程度の通所 752単位（1月につき）

（3）週1回及び週2回程度の通所 94単位（1回につき）

なお、この減算の対象は介護予防通所サービスのみです。生活支援通所サービスには当該減算はありません。

※同一建物の定義

通所型サービス事業所と構造上または形式上、一体的な建築物を指します。具体的には、当該建物の1階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等でつながっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。

送迎減算

利用者に対して、その居宅と指定介護予防通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算します。ただし、通所型サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に対し通所型サービスを行う場合についての減算を算定している場合は、この限りではありません。

なお、介護予防通所サービスにおいてこの減算を算定する場合、週1回程度の通所の場合は1月につき376単位、週2回程度の通所の場合は1月につき752単位を上限とします。